出典:裁判所ホームページ(https://www.courts.go.jp)の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 56(才)523	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	損害賠償	原審事件番号	昭和 55(ネ)1294
裁判年月日	昭和 56 年 11 月 5 日	原審裁判年月日	昭和 56 年 2 月 17 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 134 号 183 頁		

判示事項	畜犬の飼主に保管上の過失を認めた事例	
裁判要旨	飼主が散歩に連れて行こうとして檻から出した畜犬が公道に飛び出し、進行中	
	の原動機付自転車に接触して転倒させ、運転者を負傷させるなど原判示のよう	
	な事情があるときは、飼主に畜犬保管上の過失がある。	

全 文

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人及び上告代理人山崎博太の上告理由について

所論の点に関する原審の事実認定は、原判決挙示の証拠関係に照らし肯認することができ、 右事実関係のもとにおいて、原審が上告人に民法七一八条による損害賠償責任を認めたこと は正当であり、また、上告人の過失を六割、被上告人の過失を四割として過失相殺した原審の 判断を違法とすべき理由もない。論旨は、いずれも採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり 判決する。

(裁判長裁判官 藤崎萬里 裁判官 団藤重光 裁判官 本山亨 裁判官 中村治朗 裁判官 谷口正孝)

※参考: 判例タイムズ 456 号 90 頁、判例時報 1024 号 49 頁